

立正大学同窓会規則等制定改廃細則

本会の会則・細則・取扱要領・申し合わせ等の制定および改廃は、この細則によって行う。

1. 本会の規則類と区分は以下の通りとする。

(1) 会 則

本会の基本事項を定め本会全体に適用するもの。

(2) 細 則

特定会務の細目を定め会則に準じて適用するもの。

(3) 取扱要領

特定会務の指標を定め細則に準じて適用するもの。

(4) 申し合わせ

特定会務の取扱確認を定め取扱要領に準じて適用する。

2. 本会の規則の制定および改廃手続きは下記の通りとする。

(1) 会 則

総務委員会および理事会で審議し、代議員会および定期総会で決定する。

(2) 細則・取扱要領・申し合わせ

1. 総務委員会で審議し、理事会で決定する。

2. 会長および総務委員長は必要に応じて本部理事の意見を求めることができる。

附 則 1 本細則の改廃は、総務委員会で審議し理事会で決定する。

2 本細則は平成12年 4 月 1 日から施行

3 平成21年 4 月25日改正、平成21年 4 月25日施行

立正大学同窓会代議員会運営細則

立正大学同窓会会則第12条2項により、立正大学同窓会代議員会（以下「代議員会」という。）を置き、代議員会の運営に関して、下記の通り定める。

（組織・目的）

第1条 代議員会は、各支部ならびに各学部同窓会から選出された代議員および会長、副会長、理事、本部事務局長をもって組織し、理事会より上程された案件を審議決定することを目的とする。

（構成）

第2条 代議員会の議決に関わる構成員は、立正大学同窓会本部各種委員選出取扱要領第1条にもとづき、構成される。

（選出）

第3条 代議員の選出手順等については立正大学同窓会本部各種役員選出取扱要領による。選出された代議員は、総会において、承認を必要とする。

（任期）

第4条 代議員の任期は下記の通りとする。

1 代議員の任期は1期3年とし、2期までとする。ただし、会長のみ、就任している期間は通算期間から除く。任期満了の場合は、後任者の選出までその任務を遂行するものとする。

2 補欠または補充によって選任された代議員は現任代議員の残任期間とする。

（会議）

第5条 代議員会の開催招集は必要に応じて会長が行い、委任状を含めた過半数の出席により成立する。

ただし、代議員の半数以上より開催要求があった場合については、会長は緊急かつ速やかに代議員会の開催招集をしなければならない。

（職務）

第6条 代議員会は予算、決算、事業計画、事業報告等の所管事項を審議決定し、会長はこれらを総会に報告、または必要に応じて上程する。

（議長団選出）

第7条 代議員会の書記を含む議長団は、代議員から互選により4名を選出し、代議員会の運営をつかさどり、署名人2名はその都度議長が指名する。

また、議長団で協議の上、議長1名、副議長1名および、書記2名を互選し議事にあたる。

（議長）

第8条 議長は代議員会をつかさどり、副議長は議長を補佐し、書記は代議員会の議事録を作成し、

議長団の承認を得るものとする。

第9条 削除

第10条 削除

(議 決)

第11条 代議員会において議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、議長団は原則として賛否に含まないが、賛否同数の場合は議長団の票にて決定する。なお、委任状については、賛否評決には含まないものとする。

(改 廃)

第12条 この細則の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則 1 (削除)

2 (削除)

3 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

4 平成15年2月22日改正、平成14年3月25日施行

5 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行

6 平成20年6月21日改正、平成20年6月21日施行

7 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

8 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

9 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

立正大学同窓会本部理事会運営細則

立正大学同窓会会則第12条3項により、立正大学同窓会理事会（以下「理事会」という。）を置き、理事会の運営に関して、下記の通りに定める。

（組織・目的）

第1条 理事会は、会長、副会長、理事、本部事務局長をもって組織し、必要のつどこれを開催し、案件の企画・立案をし、会務を執行することを目的とする。

（構成）

第2条 理事会の構成員は、代議員会において、代議員の内より各学部単位で2名ずつ互選された理事16名と、副会長8名、学部に帰属しない会長および本部事務局長の26名とする。

（選出）

第3条 理事の選出手順等については別に定める各種役員選出取扱要領による。
選出された理事は、総会において、承認を必要とする。

（任期）

第4条 理事の任期は下記の通りとする。

- 1 理事の任期は1期3年とし、2期までとする。任期満了の場合は、後任者の選出までその任務を遂行するものとする。
- 2 補欠または補充によって選任された理事は現任理事の残任期間とする。
- 3 理事の選出母体は代議員会であり、任期については代議員の在任期間に含まれる。ただし、会長在任期間は含まれない。

（各種委員会）

第5条 理事は別に定める各種委員会を組織し、会務を掌握し、これを執行する。

（職務）

第6条 理事会は所管事項を審議し、会長はこれらを必要に応じて、代議員会や総会に上程する。

（招集）

第7条 理事会の開催招集は必要に応じて会長が行い、委任状を含めた過半数の出席により成立する。ただし、理事の半数以上より開催要求があった場合については、会長は緊急かつ速やかに理事会の開催招集をしなければならない。

（議決）

第8条 理事会において議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成を必要とする。

なお、委任状については、賛否評決には含まないものとする。

（議長）

第9条 理事会の議長は会長がなり、理事会会務を統轄する。

また、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の内から互選により代理す

るものとする。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則 1 (削除)

2 (削除)

3 この細則は平成12年4月1日から施行する。

4 平成15年2月22日改正、平成14年3月25日施行

5 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行

6 平成20年6月21日改正、平成20年6月21日施行

7 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

8 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

9 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

立正大学同窓会各種委員会運営細則

立正大学同窓会会則第18条により、立正大学同窓会各種委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の運営に関して、下記の通り定める。

（組 織）

第1条 委員会は、総務委員会、広報委員会、財務委員会を置く。

ただし、理事会の承認を経て、特別委員会・プロジェクトチームを設置することができる。

（選 出）

第2条 委員の選出については下記の通りとする。

- (1) 委員は理事が就任し、理事会の承認を得る。
- (2) 委員会の委員構成は、正副会長会に諮り会長が委嘱する。
- (3) 委員長・副委員長は、委員により互選し、理事会に報告する。

（任 期）

第3条 委員の任期は、1期3年、2期までとする。

（職 務）

第4条 委員会の職務分掌は下記の通りとする。

(1) 総務委員会

- ア 総会、代議員会、理事会、支部長会運営に関する事項。
- イ 事業計画の企画立案、および実施等に関する事項。
- ウ 支部同窓会および学部同窓会に関する事項。
- エ 会員研修等、福利厚生に関する事項。
- オ 理事会の付託に関する事項。
- カ 会則、規則等起案に関する事項。
- キ 会員情報ならびに会員システムの保護、収集、管理・運用等に関する事項。
- ク その他、他の委員会に帰属しない事項。

(2) 広報委員会

- ア 広報、宣伝に関する事項。
- イ 削除
- ウ 削除
- エ 支部同窓会および学部同窓会の広報に関する事項。
- オ 代議員会、定期総会、その他同窓会全体の会議、イベント等における司会進行に関する事項。

(3) 財務委員会

- ア 予算、決算に関する事項。

イ 財務関係諸表簿の管理等に関する事項。

ウ 資金運用、財産管理に関する事項。

(審議)

第5条 委員会は所管事項を審議し、委員長はこれを理事会に上程する。

(統轄)

第6条 委員長は委員会の座長となり、委員会会務を統轄する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代理するものとする。

(改廃)

第7条 この細則の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数上以上の決議により決定する。

附則 1 (削除)

2 この細則は平成12年4月1日から施行する。

3 平成18年12月9日改正・施行

4 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

5 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

6 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

立正大学同窓会本部経理細則

立正大学同窓会会則第21条、22条、23条、24条により、経理処理に関して、下記の通りに定める。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、立正大学同窓会本部（以下「本部」という。）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、当会の収支の状況および財産の状況を明らかにして、業務運営の能率向上を図ることを目的とする。

(会計年度)

第2条 会計年度は、同窓会会則第24条により、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の区分)

第3条 会計の区分は、次の通りとする。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計

(会計帳簿)

第4条 各会計の会計帳簿は、これを主要簿および補助簿とする。

(主要簿)

第5条 主要簿とは、次のものをいう。

- (1) 仕訳伝票
- (2) 総勘定元帳

(補助簿)

第6条 補助簿とは、次のものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金出納帳
- (3) 削除
- (4) 固定資産台帳
- (5) その他必要とする帳簿

(会計関係書類の保存)

第7条 会計関係書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 決算書類および固定資産台帳契約書等 | 永久 |
| (2) 予算書 | 7年 |
| (3) 会計帳簿 | 7年 |
| (4) 証憑書類 | 7年 |
| (5) その他の書類 | 7年 |

2 保存期間は、会計年度終了の時から起算する。

(収入項目)

第8条 同窓会の収入原資は、次のとおりとする。

(1) 校友会構成団体助成費

① 削除

イ. 削除

ロ. 削除

② 削除

(2) 受取利息

(3) 寄付

(4) 雑収入

(5) その他の収入

(支出項目)

第9条 同窓会の支出項目は別に定める勘定科目による。

(金銭出納)

第10条 支払は、学長室校友課に委託し費用発生のとど行う。

(金融機関との取引および公印管理)

第11条 金融機関との取引(資金運用)を開始または廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

2 預金の名義人は、会長とする。

3 出納に使用する会長印の保管および書類の押印は学長室校友課に委託する。

(手許現金)

第12条 手許現金の限度額は50万円とする。

(出納責任者、事務局長の責務)

第13条 出納は学長室校友課に委託し、当該年度収支予算と会計事務の内容の取引にしたがい、入金伝票、振替伝票および経費支払伝票に日付、勘定科目、金額を記入するとともに、取引内容を内訳欄(摘要)に記載し、出納担当者の印、学長室校友課長代行押印のうえ、当該帳簿にする。

2 財務委員は、その伝票の記載内容と書類が適正であるかを点検、確認のうえ伝票に委員の押印をするものとする。

第2章 固定資産

(固定資産の範囲)

第14条 固定資産とは、耐用年数1年以上でかつ取得価額20万円以上の有形固定資産およびその他の固定資産をいう。但し、随時税法の改正に従うものとする。

(取得価格)

第15条 固定資産の取得価格は、次の各号による。

(1) 購入にかかわるものは、その購入価格に付帯費用を加算した価額

(2) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額

(3) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第16条 固定資産管理は、学長室校友課に委託し、固定資産台帳を設けて、その保全状況を記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は、学長室校友課長が理事会に報告する。

(登記および担保)

第17条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれがある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第18条 有形固定資産のうち土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第19条 物品として管理しなければならない什器備品などの管理は、物品台帳を設け、学長室校友課に委託する。

第3章 予 算

(予算の目的)

第20条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な目標をもって表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制をおこなうものである。

(予算編成)

第21条 予算は、各委員会の事業計画案にしたがい立案し、総合予算の調整および編成は、財務委員会においてこれをおこなう。

2 予算は、収支の目的、性質にしたがい、大科目、中科目、小科目に区分する。

3 収支予算案は、理事会、代議員会の承認を得なければならない。

(予備費)

第22条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として金額を予算に計上するものとする。

2 予備費を支出する必要があるときは、理事会の承認を得なければならない。

(予算の執行)

第23条 予算の執行にあたって、小科目相互間の予算の流用は、財務委員会で、中科目および大科目の予算の流用は、理事会の承認を得なければならない。

第4章 決 算

(決算の目的)

第24条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財産状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第25条 毎会計年度終了後、原則として3ヶ月以内に次の計算書類を作成し、財務委員会に提出し

なければならない。

2 計算書類の作成は必要に応じて学長室校友課に委託する。

- (1) 各会計の収支計算書
- (2) 各会計の正味財産増減計算書
- (3) 各会計の貸借対照表
- (4) 財産目録

(決算書類)

第26条 財務委員会は、前条の計算書類をまとめ、集計し、計算書類を作成するものとする。

2 決算書類は、監事の監査を受け理事会、代議員会の承認を得なければならない。

第5章 補 則

(財産の管理)

第27条 財産の管理は、財務委員会で協議し、理事会の承認を得なければならない。

(支部・学部同窓会助成管理)

第28条 支部・学部同窓会助成金関係の管理は、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 各支部・学部同窓会助成金申請に関しては、本部の所定の書式により、原則として毎年9月末日までに本部に提出しなければならない。
 - ア 前年度の事業報告書
 - イ 前年度の収支決算報告書
 - ウ 当該年度の事業計画書案
 - エ 当該年度の収支予算書案の原本
- (2) 各支部・学部同窓会より提出された前年度の事業報告書・収支決算報告書ならびに当該年度の事業計画書・収支予算書を本部事務局で精査し、原則として二週間以内に助成金を助成しなければならない。
- (3) 各支部・学部同窓会において助成された予算は、収支予算書にもとづき、適切に執行しなければならない。なお、適切に助成金が執行されていないことが確認されたときには、助成金を本部に返金しなければならない場合がある。

(改 廢)

第29条 この細則の改廢については、財務委員会の提案に基づき、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則 1 削除

2 削除

3 この細則は平成12年4月1日から施行する。

4 平成18年12月9日改正、平成19年4月1日施行

5 平成19年5月19日改正、平成19年5月19日施行

6 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

7 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

立正大学同窓会本部各種役員選出取扱要領

本部各種役員の選出等に関する事項は、この取扱要領により定める。

(代議員の構成)

第 1 条 代議員の構成は、支部選出48名、学部選出40名と学部選出の副会長 8 名、会長および本部事務局長を加え98名とする。

(代議員の選出)

第 2 条 代議員の選出については下記の要領で行う。

(1) 支部選出の代議員は、支部総会において、出席可能な正会員の内から互選により 1 名を選出し、3名の推薦人を付け、所定用紙に記載の上、本部より指定された期日までに提出しなければならない。なお、やむを得ない事情により、支部総会の開催が不可能な場合については、支部役員会等、支部総会に次ぐ議決機関で選出する。

(2) 学部選出の代議員は、各学部総会において、正会員の内から互選により 5 名を選出し、3名の推薦人を付け、所定用紙に記載の上、本部より指定された期日までに提出しなければならない。

(3) 削除

(理事の構成)

第 3 条 理事の構成は、代議員選出16名、学部選出の副会長 8 名、会長および本部事務局長を加え 26 名とする。

(理事の選出)

第 4 条 理事の選出については、代議員会において、代議員より、各学部単位で 2 名ずつ選出し、これに会長、副会長および本部事務局長を加える。

選出された理事は、総会で報告する。

(副会長の選出)

第 5 条 学部代表の副会長の選出については、各学部で選出された者がこれにあたる。なお、選出にあたっては、代議員の任期以内とする。

(会長の選出)

第 6 条 会長の選出については下記の要領で行う。

(1) 会長選出にあたっては、理事会において各学部代議員より 2 名の会長選考委員を選出し、本部事務局長を加え、17名の会長選考委員により会長選考委員会を組織する。

(2) 代議員会において記名投票により選挙する。

(3) 会長選考委員会の運営については別に定める会長選考委員会申し合わせで行う。

(監事の選出)

第 7 条 監事の選出については、代議員会において、正会員の中から 3 名を選出し、承認を得る。

なお、監事は他の役員を兼務出来ない。

(任 期)

第8条 役員任期は下記の通りとする。

- (1) 会長の任期は、1期3年とし2期までとする。ただし、会長の就任期間は、代議員の通算就任期間には含まないものとする。
- (2) 理事の任期は、1期3年とし、2期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。
- (3) 代議員の任期は、1期3年とし、2期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。補欠または補充によって選任された代議員は現任代議員の残任期間とする。
- (4) 監事の任期は、1期3年とし、2期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。

(役員認否)

第9条 役員認否については、代議員会で役員承認が得られなかった場合は、選出母体に差し戻して再度選出しなおし、承認を得ることとする。

(罷 免)

第10条 役員罷免等については、代議員3分の2以上の署名による要求があった場合については、会長は、速やかに理事会を招集し、審議の上、代議員会に諮り、総会で報告しなければならない。

(改 廃)

第11条 この要領の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の決議により決定する。

附 則 1 削除

- 2 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 平成15年12月6日改正、平成15年12月6日施行
- 4 平成16年2月21日改正、平成16年2月21日施行
- 5 平成17年12月3日改正、平成17年12月3日施行
- 6 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行
- 7 平成20年6月21日改正、平成20年6月21日施行
- 8 平成21年2月28日改正、平成22年4月1日施行
- 9 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行
- 10 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行
- 11 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領

第1条 立正大学同窓会の旅費交通費支給に関する事項は、この取扱要領で定める。

第2条 この取扱要領は以下の各号に定める者に適用する。

1. 会則第7条に定める者（役員）および都道府県支部同窓会の支部長・事務局長、および学部同窓会事務局長または幹事長。
2. その他、総務委員長の裁決による者。

第3条 旅費交通費とは、路線バス運賃・船舶および鉄道運賃・航空運賃・タクシー運賃・宿泊費とし、別表に定めるところにより、実情（実際に使用した金額）を支給する。

第4条 宿泊費はシングルルーム朝食付1泊10,000円を上限とし、その支給は下記に定める範囲とする。

1. 都道府県支部や学部同窓会が主催する総会等行事、ならびに休会支部支援や支部振興などに本部正副会長や本部理事が出席する場合、当該地が本人の現地最寄り駅から原則として100km以上の場合。
2. その他、交通事情等やむを得ない事情による場合。

第5条 旅費交通費の支給基準は下記の各号の定めるところによる。

1. 利用経路は距離・料金とも最も合理的かつ経済的なものとする。
2. 在来線特急は普通車とし、原則として現住地最寄駅から100km以上とする。
3. 新幹線は普通車とし、原則として現住地最寄駅から200km以上とする。
4. 航空機の利用は、原則として現住地から500km以上とする。
5. タクシーの利用は、路線バスの利用ができない場合、およびやむを得ない事情のある場合に限り、3,000円を上限として支給する。

第6条 旅費交通費の支給は原則として事後14日以内の精算とする。

ただし、宿泊費、航空機、タクシー使用は領収書を添付すること。

第7条 この要領に定める旅費交通費の支給対象と金額は、財務委員会の議により当該年度本部予算の範囲内で調整のうえ支給することができる。

第8条 本取扱要領に定めるのない場合は、実情に応じて学長室校友課長が代行して取り扱うことができる。

第9条 同窓会行事および同窓会業務代行執行に伴う学長室校友課職員および学園職員の旅費交通費は、立正大学学園旅費規程を適用して支給する。

附 則 1 本取扱要領の改廃は総務委員会で審議し理事会で決定する。

2. この要領は、平成12年4月1日から施行
3. 平成18年12月9日改正、平成18年12月9日施行
4. 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領 別表

区分 会議名		本部理事		監 事		代 議 員		名誉会長・顧問	
		交通費	宿泊費	交通費	宿泊費	交 通 費	宿 泊 費	交 通 費	宿 泊 費
本 部 会 議	理 事 会	実費支給	* 2	実費支給	* 2	***	***	実費支給	* 2
	各種委員会							***	***
	その他* 1							実費支給	* 2
	監 査							***	***
代 議 員 会		実費支給	***	実費支給	***	実費支給* 3	***	実費支給	* 2
定期総会(全国大会)		実費支給	***	実費支給	* 2	実費支給* 3	***	実費支給	* 2

* 1 = 本部主催の行事等。 休会支部および支部活性化支部訪問を含む。

* 2 = 現住地最寄り駅（バス含む）から大学までの距離が原則として200km 以上の者で、本部主催の会議・行事等の都合で、前日宿泊が必要な場合または当日内に帰宅できず、都内に宿泊する場合。

* 3 = 代理出席者の対象と支給および支給金額は理事会の確認による。

立正大学同窓会慶弔見舞金取扱要領

第1条 立正大学同窓会慶弔ならびに見舞金に関する事項は、この取扱要領で定める。

第2条 この取扱要領は以下の各号に定める者に適用する。

- (1) 会則第5条-1に定める者（正会員）
- (2) 会則第5条-2に定める者（特別会員）および名誉教授、勤続20年以上で退職した教職員
- (3) 立正大学および立正大学大学院の在校生
- (4) 会則第7条に定める者（役員）および支部同窓会の支部長・事務局長

第3条 第2条に定める者への慶弔見舞は別表の定めによって行う。

第4条 第2条1項に定める者の死亡弔慰については、本部事務局に連絡があり、葬儀日程の範囲内で弔慰を表することができる。

第5条 第2条に定める者が火災風水害などの災害に罹災した場合は被害実情に応じて総務委員会の議を経て会長の決裁により見舞金を支給することができる。

2. 広域大規模災害罹災については総務委員会の義を経て会長の決裁により適切かつ必要な対策を講じることができる。

第6条 立正大学同窓会の発展に特別に寄与した者には総務委員会の議を経て会長の決裁により感謝状と記念品を贈呈することができる。

第7条 各都道府県支部が継続して活動をした場合は、総務委員会の義を経て会長の決裁により、その功績を顕彰することができる。

第8条 本取扱要領に定めのない場合は、実情に応じて総務委員会の議を経て会長の決裁により取り扱うことができる。

- 附 則
1. 本取扱要領の改廃は総務委員会で審議し理事会で決定する。
 2. この要領は、平成12年4月1日から施行
 3. 平成18年12月9日改正、平成18年12月9日施行
 4. 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行
 5. 平成27年10月17日改正、平成27年10月17日施行

(別表)

立正大学同窓会慶弔見舞金取扱要領 別表

種 別	適 用 区 分		金 額 等
	慶弔見舞金取扱要領に定める区分と適用		
結 婚 祝	第2条4項に定める者(役員)	本人在任中	10,000円
死 亡 弔 慰	第2条4項に定める者(役員)	本人在任中	弔電・生花料
	第2条4項に定める役員退任者	本人	弔電・弔慰金 10,000円
	第2条1項に定める者(正会員)	本人	弔電
	第2条2項に定める者(教職員)	本人	弔電
	第2条3項に定める者(在校生)	本人 (終身会費納入済の者)	弔電・生花料
傷 病 見 舞	第2条4項に定める者(役員)	本人在任中	入院1ヶ月以上 10,000円
火災風水害等 見 舞 金	第2条に定める者	本人	被害実情に応じ上限 30,000円以内で総務委員 会の議により会長の決裁
広域大規模 災 害			

立正大学同窓会会長選考委員会申し合わせ

立正大学同窓会本部理事会運営細則第3条および立正大学各種役員選出取扱要領第6条により、立正大学同窓会会長選考委員会（以下「委員会」という。）を置き、この申し合わせにより執り行う。

（構成）

第1条 委員会構成は次の通りとする。

- (1) 会長選出にあたっては、理事会において各学部より2名の会長選考委員を選出し、本部事務局長を加え、17名により会長選考委員会を構成する。
- (2) 会長選考委員選出時の代議員会については、理事を含む構成員により執り行うものとする。

（選出・任務）

第2条 会長選考委員会委員長、副委員長の選任および任務は次の通りとする。

- (1) 委員長・副委員長の選任は、委員の内より互選し、理事会に報告する。
- (2) 委員長は委員会の座長となり、委員会会務を統轄する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は代理するものとする。
- (3) 委員会では所管事項を審議し、委員長はこれを理事会に報告する。

（任期）

第3条 会長選考委員会委員の任期は会長改選時の代議員会で選出されてから総会で新会長が承認されるまでの期間とする。

（手順）

第4条 会長の選出手順については下記により行う。

- (1) 会長選考委員会では、各代議員に対して会長選出についての選出届け出期間等の告示を行い、所定の手続により選出の受付を行う。
- (2) 告示は、立正大学学長室校友課にて掲示するとともに、立正大学校友会ホームページへ掲載し、代議員宛に送付する。
- (3) 会長候補者の届け出にあたっては、定められた期日までに代議員10名の推薦人を添え、所定用紙に記入の上、会長選考委員会宛に提出しなければならない。
- (4) 会長選考委員会では、候補者を理事会に報告するとともに代議員宛、選ばれた候補者の一覧を公示するとともに送付する。
- (5) 会長選考委員会は、候補者名を代議員会に報告し、代議員会において、記名投票による選挙を行い、有効投票者数の過半数以上の得票数を得たものが新会長となり、総会の承認を得る。
- (6) 候補者が3名以上の場合で、有効投票者数の過半数以上を得る者が無かった場合には、上位2名により再選挙を行う。

(改 廃)

第5条 この申し合わせの改廃については、会長選考委員会の提案にもとづき、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の議決により決定する。

附 則 1 (削除)

2 (削除)

3 この申し合わせは、平成13年4月1日から施行する。

4 平成15年12月6日改正、平成15年12月6日施行

5 平成16年2月21日改正、平成16年2月21日施行

6 平成17年12月3日改正、平成17年12月3日施行

7 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行

8 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

立正大学同窓会名誉会長及び顧問の取扱に関する申し合わせ

立正大学同窓会の名誉会長及び顧問に関する取扱に関して、この申し合わせにより執り行う。

(選 出)

第1条 名誉会長は、現会長が任期を満了し退任する時に、理事会の議決を経て会長が推戴（すいたい）するものとする。

第2条 顧問は、名誉会長の任期を満了した時に、理事会の確認を経て会長が委嘱するものとする。

(職 務)

第3条 名誉会長は、理事会の諮問に応じるほか理事会で意見を述べることができる。ただし、理事会での議決権を有しない。

第4条 顧問は、理事会の諮問に応じる。ただし、理事会の議決権を有しない。

(任 期)

第5条 名誉会長の任期は、1期3年とし、2期までとする。

第6条 顧問の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。

(旅費交通費)

第7条 名誉会長及び顧問が、理事会・代議員会・事務局長連絡会に出席する場合、立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領に基づき、交通費を実費支給する。

(改 廃)

第8条 この申し合わせの改廃は総務委員会で審議し理事会で決定する。

附 則 1 この申し合わせは、平成27年10月17日より施行する。